

# ひらつか元気応援ポイント事業



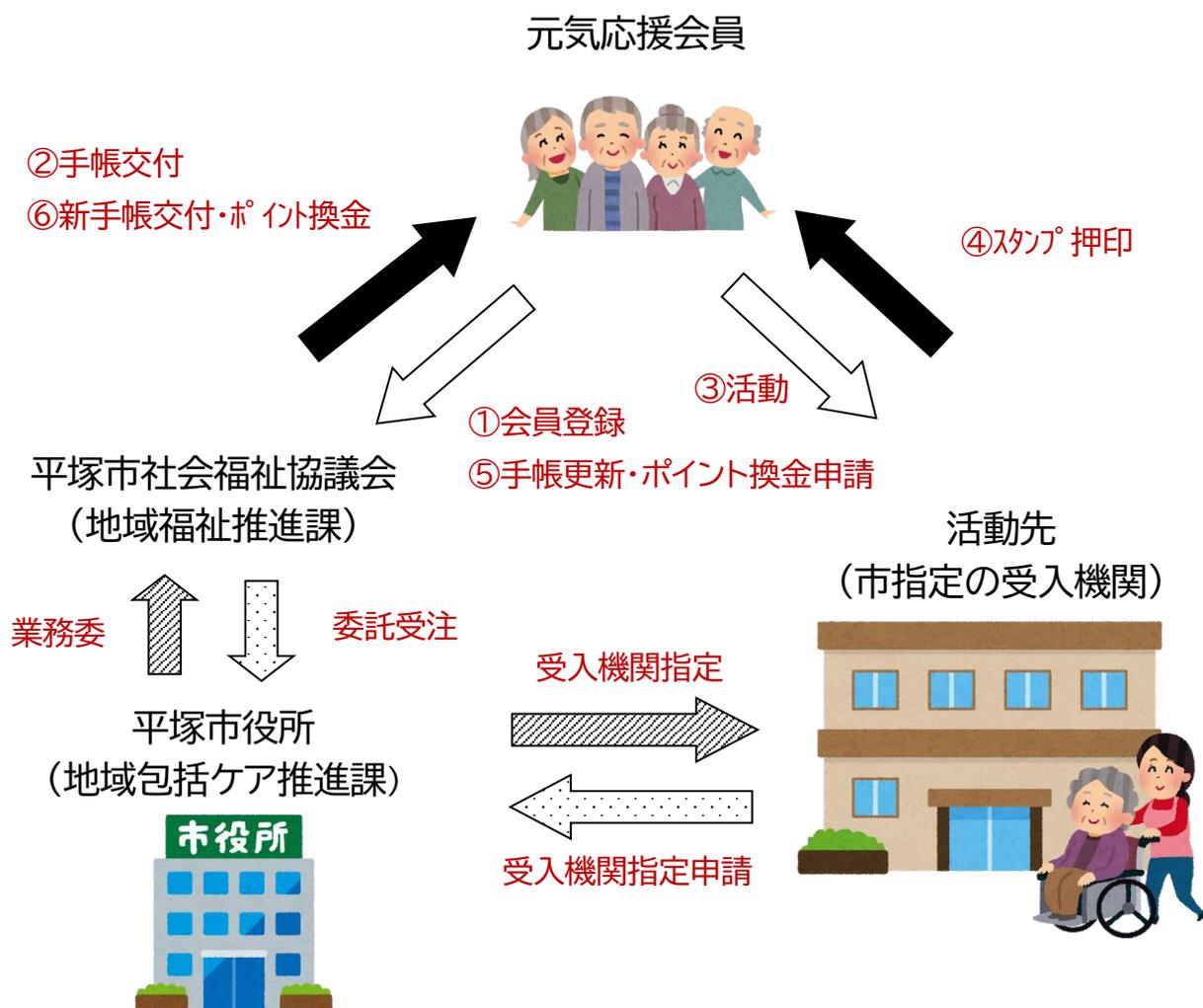
令和7年4月～令和8年3月  
平塚市・平塚市社会福祉協議会



## 目次

1.	ひらつか元気応援ポイント事業とは？	4
2.	元気応援ポイント事業利用の流れ	4
3.	受入機関	8
4.	活動内容	10
5.	活動する際のポイント	12
6.	活動当日の心構え	12
7.	怪我や事故に遭った場合は	13
8.	今後の予定	14
9.	受入機関からのメッセージ	15

### \*\*\*元気応援ポイント事業イメージ図\*\*\*



## 1. ひらつか元気応援ポイント事業とは？

---

この事業は、介護予防事業の一つとして、65歳以上の皆さんが元気応援ポイント事業を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としております。そして平塚市がいきいきとした地域社会となることを目指しています。

### 【対象者】

平塚市介護保険料を納めている平塚市在住の65歳以上の方

## 2. 元気応援ポイント事業利用の流れ

---

### (1) 元気応援会員登録・手帳の交付について

説明会に出席し、事業の概要や活動の心構え等を聞いた上で、活動に参加を希望する方は、ひらつか元気応援ポイント事業登録申請書を記入し、平塚市社会福祉協議会にご提出ください。

会員登録後、ひらつか元気応援ポイント手帳と受入れ機関の一覧を配布いたします。

※元気応援会員に登録される方は、本人確認書類が必要です。後日登録を希望される場合も、平塚市社会福祉協議会(平塚市福社会館内)にて登録手続きを行ないますが、その際も本人確認書類が必要となります。

### (2) 元気応援ポイント活動を開始します

受入機関により、活動は様々です。受入機関一覧をご確認いただき、ご自身に合った活動、受入機関を選んでいただきます。活動の日程等につきまして、元気応援ポイント受入機関に各担当者がいますので、直接連絡をとっていただき、相談、調整した後、活動が始まります。

※受入機関に直接連絡しにくい等ありましたら、平塚市社会福祉協議会が間に入り調整いたしますので、お気軽にご相談ください。〔TEL33-3100〕

(3)手帳にスタンプをもらいます(令和7年4月1日～令和8年3月末まで)  
受入機関ごとに元気応援会員受付台帳がありますので、日付・開始時間会員番号を記入してください。活動が終了したら、台帳に終了時間を記入し受入機関の担当者に手帳を提示してください。活動時間に応じてスタンプを手帳に押印します。

※スタンプは1時間の活動で1個、1日あたり2個が上限です。

※交通費等の支給はありません。

(4)ポイント数に応じて交付金に交換出来ます

換金は、5月の換金申請期間に貯まったポイントは現金、スターライトマネーへの交換や寄付をすることができます。

ポイントは次年度には繰越できません。

換金申請期間	令和8年5月1日(金)～5月29日(金) 平日 午前9時30分～午後3時30分(土日・祝日は休み)
場所	平塚市福祉会館 2階 平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課
持ち物	・ひらつか元気応援ポイント手帳 ・本人確認書類 (マイナンバーカード、有効な健康保険証、介護保険証等) ・ポイント活用申出書 (ポイント換金申請及び手帳更新手続き案内に同封)

※会員登録をされた方には「ポイント換金申請及び手帳更新手続き案内通知文」  
を3月下旬頃に郵送しますので、持ち物等ご確認の上ご来館ください。

○介護保険料納付の確認について

交付金申請時の前々年から交付金申請年までの2年間について、介護保険料の納付状況を平塚市が確認いたします。

なお、介護保険料未納の方には、交付金との交換はできません。

### ○交付金

※1スタンプ100円とし、5,000円を限度に100円単位で交付金を交付します。

ポイント数	交付金(現金)
1ポイント	100円
2ポイント	200円
～	～
50ポイント	5000円
51ポイント	5000円

交付金交付例：スタンプ数が38の場合…

交付金(現金)は3,800円になります。

### ○スターライトマネー

※10ポイント以上で交換ができます。

※現金に比べ、10%多く付与することができます。

※1スタンプ100円とし、5,500円を限度に100円単位で交付金を交付します。

ポイント数	スターライトマネー
10ポイント	1100円
～	～
20ポイント	2200円
～	～
30ポイント	3300円
～	～
40ポイント	4400円
～	～
50ポイント	5500円

(5)ひらつか元気応援ポイント手帳の更新

手帳の有効期間は、1年間(令和7年4月1日～令和8年3月末)となります。活動の継続を希望される方は、平塚市社会福祉協議会(平塚市福社会館)にて、元気応援ポイント手帳の更新手続きをお願いします。

期間 令和8年5月1日(金)から随時

平日 午前9時30分～午後3時30分(土日・祝日は休み)

持ち物 ・ひらつか元気応援ポイント手帳

・本人確認書類(マイナンバーカード、有効な健康保険証、介護保険証等)

(6)新年度の活動について(4月1日～5月29日まで)

4月1日から5月29日までの活動ポイントは、手帳の20ページ「令和8年4月1日～5月29日用押印欄」にスタンプを押印いたします。

手帳更新時に新手帳へスタンプを引継ぎします。

### 3. 受入機関

---

ひらつか元気応援ポイント事業の受入機関(施設種別)の一例は次のとおりです。  
なお、受入機関は、会員登録時にお渡しする「受入機関一覧」をご覧ください。

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)
- ・デイサービスセンター
- ・通所リハビリテーション(デイケア)
- ・病院
- ・救護施設
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・介護付き有料老人ホーム
- ・八幡山の洋館
- ・保育園
- ・子どもの学習支援
- ・子ども食堂
- ・弁当配布

#### ○高齢者向け施設の概要

##### 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

- ・施設サービス計画に基づき、入浴、食事等のサービスを提供します。
- ・要介護3以上の方と、要介護1または要介護2であって居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる方が利用できますが、入所の必要性の高い方から優先して入所することとされています。

##### 介護老人保健施設

- ・居宅での生活への復帰をめざす施設です。
- ・施設サービス計画に基づき、看護・医学的管理の下で介護、機能訓練等のサービスを提供します。
- ・要介護1以上の方が利用できますが、入所の必要性が高い方から優先して入所することとされています。

### 養護老人ホーム

- ・環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が、市町村の老人福祉法に基づく措置決定により入所する施設です。

### 救護施設

- ・生活保護法に基づく社会福祉施設です。身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。

### 軽費老人ホーム(A型)

- ・身寄りがない、あるいは家庭の事情によって家族との同居が困難な60歳以上の方が対象です。なお、共に入居される配偶者、親族、特別な事情が認められる方は、60歳未満でも入居できます。
- ・食事の提供のほか、生活上の助言やレクリエーション活動等を行います。

### 軽費老人ホーム(ケアハウス)

- ・自炊ができない程度に身体機能が低下し、または独立して生活を営むには不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が対象です。なお、共に入居される配偶者、親族、特別な事情が認められる方は、60歳未満でも入居できます。

### 認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)

- ・共同生活の中で、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境で日常生活を送る中で、入浴や食事等の介護等のサービスを提供します。
- ・原則として、要介護1以上で、比較的安定状態の認知症症状がある方が利用できます。ただし、著しい精神症状や行動異常のある方、急性の状態の方は対象になりません。

### 介護付き有料老人ホーム

- ・介護等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設で、入居者に、(1)食事の提供、(2)入浴、排せつ又は食事の介護、(3)洗濯、掃除等の家事又は健康管理のいずれかのサービスを提供する施設です。

## 4. 活動内容

活動内容は受入機関によって異なります。下記8種類の内容のうち、会員の皆さんが取り組みたい内容が、希望の受入機関で受け入れ可能かどうかをご確認ください。

### ①利用者の趣味活動や余暇活動のお手伝い

「高齢者施設」

利用者の趣味活動や余暇活動、レクリエーション、音楽(歌)、創作活動、囲碁、将棋等に参加していただき、お手伝いや、一緒に楽しんでいただく活動です。

「保育園」

保育園にて行っている活動等の折り紙・伝承遊び(お手玉・あやとり・凧あげ)に参加していただき、園児と共に楽しんでいただく活動です。



### ②お茶だし・食堂内の配膳・下膳など

「高齢者施設」

利用者の方へのお茶出しや食堂内での昼食の配膳・下膳等を行う活動となります。利用者に合わせた介護食の形態(きざみ食、とろみ食、ミキサー食など)がありますので、名前を確認し、配膳を行ないます。

食事の介助はしないでください。専門の職員が行います。



### ③喫茶などの運営補助

「高齢者施設」

施設によっては、利用者や家族、友人等が利用できる喫茶コーナーがあります。そこで飲み物やお菓子等を出していただく活動です。

### ④散歩、外出、館内移動の補助

散歩、外出等の移動の際は、施設職員の指示に従ってください。

「高齢者施設」

施設内外を移動する際に、車いすを押したり、自立歩行できる利用者への声かけや見守りをしていただく活動です。

「保育園」

園児が散歩を行う際に、危なくないよう見守りをしていただく活動です。





### ⑤行事の補助(模擬店・会場設営・利用者の移動補助など)

施設の利用者や園児が季節感を楽しめるよう季節に合わせた行事(花見、運動会、納涼祭、クリスマス会等)を行っていますので、その行事のお手伝いをさせていただく活動です。



### ⑥話し相手

利用者の方達や園児と一緒に会話を楽しむ活動です。

※利用者のプライバシーに関わる内容を聞くこともあるかもしれませんが、会員が会話の中で知り得たことは、他に絶対漏らさないよう、個人情報の保護を徹底してください。



### ⑦施設的环境整備等(草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換など)

「高齢者施設・保育園」

利用者や園児との直接的な関わりではなく、利用者や園児が施設にて快適に過ごすことができるよう、施設運営側のお手伝いをさせていただく活動です。

### ⑧その他

受入機関によっては、上記7項目以外にも活動がある場合がありますので、詳しくは直接受入機関にご相談ください。ご自身の趣味や、特技を活かした活動、私なら「こんなことが出来る」「こんな物が作れる」「教えることが出来る」等、今まで培った経験を活かしていただけたらと思います。

コロナ禍以降、利用者や園児との直接的な関わりを中止している所があります。  
お電話で直接確認をして下さい。

## 5. 活動する際のポイント

---

### (1)できる範囲で活動時間をつくる

現在の「ご自身の生活から時間をどれくらい取ることが可能か。」「自宅から通いやすい場所であるか。」等を検討していただき、無理のない範囲で活動を取り入れていただけたらと思います。

ポイント換金の上限である50ポイントの5000円は、1年間で52週ありますので、1週間平均1ポイント分活動すれば貯めることができる計算となります。

### (2)学ぶ気持ちを大切に

技術や方法だけでなく、福祉に関わる制度や、地域でどのような介護保険施設や利用者があるのか等、知ることの出来る機会でもありますので、積極的に学んでいただき、自身の成長に繋げていただけたらと思います。

### (3)誠意を持って自発的・積極的に

せっかくの活動の機会でありますので、人に言われてから行うのではなく、自ら積極的に活動に参加し、貢献していただけたらと思います。

## 6. 活動当日の心構え

---

限られた時間の中で有意義に活動できるよう、また活動先の迷惑とならないよう、以下に注意して積極的な姿勢で取り組んでください。

### (1)受入機関との連絡をまめにお取りください

活動を予定していても、体調不良や自分以外の理由(ご家族の用事等)で都合が悪くなったり、遅刻する場合は、必ず受入機関に連絡してください。体調不良の場合は無理せず、別日に変更可能か受入機関にご相談ください。

### (2)身だしなみにご注意ください

利用者と会員両方の事故や怪我を防ぐため、動きやすい服装(アクセサリ類は身につけない)、爪を短くする、長い髪は束ねる等ご配慮ください。

### (3)体調管理はご自身でお願いします

水分補給や、服薬等、体調管理はご自身でお願いいたします。気分の悪くなった場合等は、すぐに施設職員に相談してください。

感染症予防対策として体調管理記録票を活用してください。

#### (4)個人情報保護

元気応援ポイント活動を行って知り得た個人に関する情報は、正当な理由なく、他人に漏らしたり、また不当な目的に使用してはいけません。

元気応援ポイント活動を退いた後も同様となります。個人情報の保護を徹底してください。

#### (5)携帯電話・スマートフォンは使用しないでください

利用者の中には、ペースメーカーを入れている方もいます。携帯電話スマートフォンは持ち歩かず、電源を切って荷物と一緒に預けてください。

活動時間内に連絡しなければならない際は、その日の活動を別日に変更することもご検討ください。

#### (6)職員に報告・連絡・相談をしてください

利用者の様子に疑問を感じたら、すぐに近くにいる職員に報告してください。利用者の中には体調が急変する方もいらっしゃいます。

## 7. 怪我や事故に遭った場合は

---

速やかに平塚市社会福祉協議会(地域福祉推進課)へ連絡を！

「活動中に怪我をした」「相手に怪我をさせてしまった」「物を壊してしまった」  
「行き帰りに事故に遭ってしまった(ただし寄り道は対象外の場合あり)」

という時に、保険が適用されます。

速やかに、施設職員と平塚市社会福祉協議会に必ずご報告をお願いします。

【問い合わせ】

平塚市社会福祉協議会地域福祉推進課:電話33-3100

平日 8:30~17:00(土日祝日休み)

## 8. 今後の予定

---

### ○会員登録・手帳紛失時の再交付

場 所 平塚市福社会館 2階  
平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課

持ち物 本人確認書類  
(マイナンバーカード、有効な健康保険証、介護保険証等)

※会員の登録後に、手帳と受入機関一覧が交付され活動が開始できます。

※手帳紛失時は会員受付台帳をもとに手帳及びスタンプの再交付を行います。

### ○ポイントの換金申請

期 間 令和8年5月1日(金)～5月29日(金)  
(平日 午前9時30分～午後3時30分)

### ○手帳の更新

期 間 令和8年5月1日(金)～随時  
(平日 午前9時30分～午後3時30分)

場 所 平塚市福社会館 2階  
平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課

持ち物 ・ひらつか元気応援ポイント手帳  
・本人確認書類(マイナンバーカード、有効な健康保険証、介護保険証等)

## 9. 受入機関からのメッセージ

### No.9 湘南シルバーガーデン

(介護老人保健施設)

袖ヶ浜 1-12

平塚駅南口より直線 徒歩12分

平塚駅南口からバス利用

→バス停「なぎさプロムナード」下車



リハビリを行いながら生活をしている方とご自宅より通いながらリハビリを行う通所リハビリがある施設です。

当施設では集団での外出が難しいため、利用者様とのお話し相手や手作業など一緒に楽しく行って過ごして頂けると助かります。

また、施設内の車椅子の整備や清掃、施設外の花壇や庭園のお手入れなど軽微な作業も随時募集しております。

### No.49 「ラヴィーレ湘南平塚式番館」(介護付き有料老人ホーム)

西八幡 1-7-27 「八幡」バス停から徒歩4分

\*ホームでは、アクティビティのお手伝いをしていただける方を歓迎します！

ホームでは、主に、傾聴やアクティビティのお手伝い、囲碁や将棋などのお相手をお願いしています。また、ご入居者様と一緒に楽しめる趣味をお持ちの方もぜひご応募下さい。



**No.70 「花水さくら保育園」**（私立保育園）花水台10-21  
平塚駅南口よりバス乗車 バス停「花水公園前」下車し徒歩 5 分

令和 5 年・6 年と樹木の伐採、草刈り、植栽のお手伝いを頂き、  
園庭・園回りがきれいになり、大変有難く助かりました。

また、ごっこ遊びに使う手作り玩具も大人気です。  
お手伝い頂ける方、是非お待ちしております。



### **No.75 「ひばり野のなかま達」**

（ボランティア団体による子ども食堂・学習支援）

①中原公民館 御殿 2-17-38 バス停「中原上宿」から徒歩6分

子ども食堂で、地域の皆様から頂いた新鮮な野菜等を有効に使用した夕食を提供します。地域の皆様の居場所としての機能もあり、明るく楽しく夕食を食べてもらえる場所を目指しています。

②とよファーム(民家) 南豊田6-1 バス停「東橋」から徒歩 2 分

住宅地にある民家で、①と同様な子ども食堂に加え、学習支援も行っています。学習支援では宿題や学習の支援を実施しますので、教員資格を持つ方を特に歓迎しますが、補助の方は資格がなくても大丈夫です。親御さんにも来ていただき、相談を受けることもあります。子ども食堂では、家庭的な雰囲気夕食を食べてもらえるよう工夫しています。



当事業のお問い合わせは…

○平塚市福祉部 地域包括ケア推進課

場所:〒254-8686 平塚市浅間町9-1

平塚市役所 1階 118番窓口

電話:0463-23-1111 (代表)

平日(月~金)午前8時30分~午後5時

○平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課

場所:〒254-0047 平塚市追分1-43(福社会館内)

電話:0463-33-3100(直通)

平日(月~金)午前8時30分~午後5時

令和7年8月更新